

# 知って納得! 健康保険



## 毎年見直される

## 標準報酬月額

保険料等の計算に使用される「標準報酬月額」。  
9月分の保険料から、  
新しい標準報酬月額が適用されます。  
毎月の給与から算定される  
標準報酬月額の仕組みを知っておきましょう。

### 給与支給額の区分により 標準報酬月額を決定

毎月支払っている保険料の額は、その人の給与の支給額に基づいて決められています。  
毎月の支給額は一人一人異なり、さらに手当の有無などによって変動しますが、その都度、保険料額等を計算するのはなく、「標準報酬月額」を用いて決定します。

具体的には、給与の支給額を1等級・5万8000円～50等級・139万円に区分し、該当する区分を基に保険料や出産手当金、傷病手当金などの支給額を計算します。  
標準報酬月額は、毎年4・5・6月の3カ月の支給額の平均から算出されます。これを「定時決定」といい、この標準報酬月額が同じ年の9月から翌年8月までの1年間適用されます。

ただし、昇給や降給などで給与の「固定的賃金」が変わり、連続した3カ月間の報酬額の平均が2等級以上変わるときは、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といいます。

なお、残業代の変動だけでは固定的賃金が変わるわけではないので、随時改定は行われません。あくまでも、基本給、諸手当（役付手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、休職手当など）、年4回

以上支給される賞与などの固定的賃金が変わった場合が対象です。

その他、入社時点の報酬額を基に決定する「資格取得時決定」、産前産後休業や育児休業を終えた際に行われる「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」もあります。

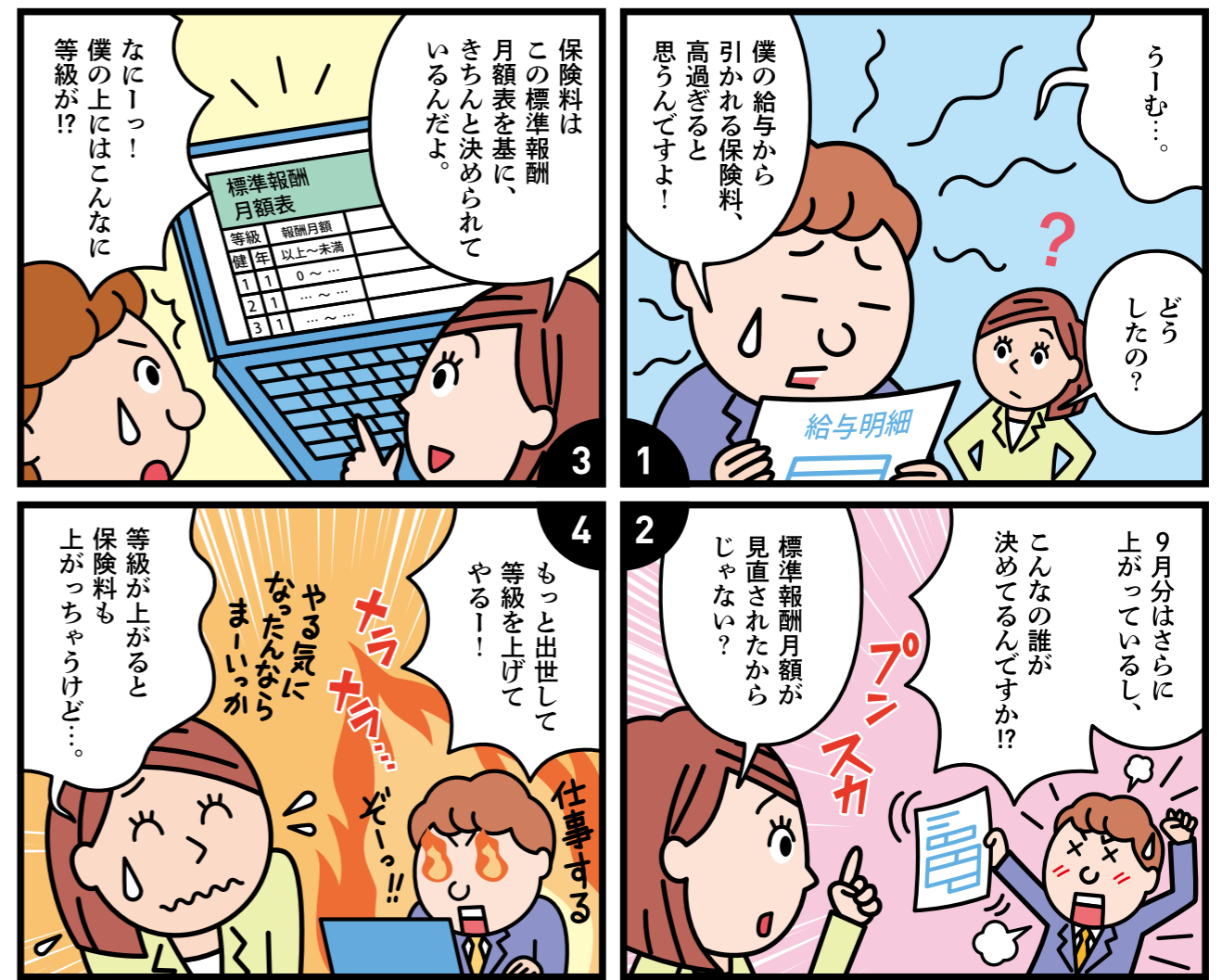
平成30年10月からは、随時改定においても定時決定の場合と同様に、年間の報酬の月平均額との比較により、保険者による実態に応じた標準報酬月額の算定ができるようになりました。

### 新しい標準報酬月額の適用で 保険料が変わる場合がある

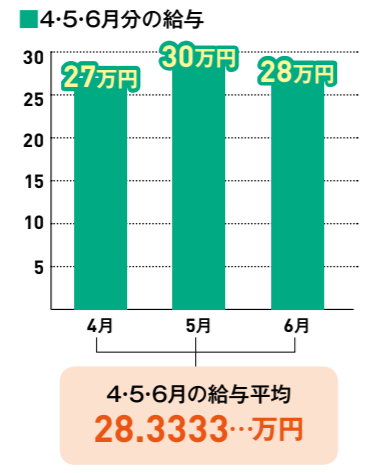
健康保険・介護保険の保険料は、標準報酬月額に保険料率を掛けて計算されます。そのため、標準報酬月額が変動すれば毎月の保険料も変わります。9月から新しい標準報酬月額が適用され、保険料が増減することがあります。

保険料率は各医療保険者が、その財政状況や事業内容に応じて定めています。そのため、加入している医療保険者によって料率は異なります。

なお、毎月の給与からだけでなく、年3回まで支給される賞与からも保険料を納めます。その際は標準報酬月額ではなく、「標準賞与額」（賞与支給額の1000円未満を切り捨てた額）に保険料率を掛けて保険料の額を決定します。



### 標準報酬月額と保険料決定の仕組み



等級	標準報酬 (単位: 円)	報酬月額 (以上～未満、単位: 円)
1	58,000	63,000
2	68,000	63,000～73,000
3	78,000	73,000～83,000
...	...	...
20	260,000	250,000～270,000
21	280,000	270,000～290,000
22	300,000	290,000～310,000
23	320,000	310,000～330,000
...	...	...
48	1,270,000	1,235,000～1,295,000
49	1,330,000	1,295,000～1,355,000
50	1,390,000	1,355,000～

4・5・6月の給与の平均額が該当する等級  
標準報酬月額 28万円 21等級

標準報酬月額 28万円 × 加入している医療保険者が定める保険料率 = 月々の健康保険料額

### 給与が変わっていないのに 保険料が上がった場合は……

標準報酬月額の決定の際には、基本給だけでなく毎月支払われる手当なども算定対象になります。引越しに伴って通勤手当の額が変動する、結婚して家族手当が増えるなどの変化で改定されることがありますので、確認してみましょう。